

課長	副課長	係長	回議	係

整理No.

住所・氏名・受取口座 変更届

(変更する項目を○で
囲んでください。)

組合員証 記号番号	-	所属所名			
組合員氏名		生年月日	年	月	日
	変 更 前		変 更 後		
住 所	〒 -		〒 -		
住所変更者氏名					
			<input type="checkbox"/> 現在同居の被扶養者全員		
組合員又は 被扶養者の 氏名変更	フリガナ		フリガナ		
	組合員との続柄		生年月日	年	月 日
変更理由			変更年月日	年	月 日
給付金等の受取口座 (本人名義口座)	金融機関名		支店名		
普通預金口座番号			金 融 機 関 コ ー ド		
<p>上記のとおり 住 所 氏 名 を変更しましたので届け出ます。 受取口座</p> <p style="text-align: center;">徳島県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>					
<p>上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p style="text-align: center;">所属所長</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>					

- 1 住所変更の届けは、組合員、被扶養者に関わらず提出してください。
なお、被扶養配偶者の住所変更は、第3号国民年金被保険者住所変更届もあわせて提出してください。
また、住所のみの変更の場合は組合員証等の添付は必要ありません。
- 2 組合員の氏名を変更した場合は、組合員及び被扶養者に交付されているすべての証(注)を添付してください。
また、当組合で登録している「給付金等の受取口座」の名義人名が自動で変更されますので、必ず金融機関でも
氏名変更の手続きを行ってください。
- 3 被扶養者の氏名を変更した場合は、その被扶養者に交付されているすべての証(注)を添付してください。
また、続柄欄は「子」のように省略せず、「長男」、「長女」のように戸籍上の続柄を記入してください。
- 4 「金融機関コード」欄は、当組合において記入しますので、記入の必要はありません。

※注 2及び3中の「すべての証」とは、組合員証、船員組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員被扶養者証、高齢受給者証、特別療養証明書、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証のことで。